

【宅地等の復旧】

支援策の名称		39 地すべり等関連住宅融資		
支援の種類		融資		
支援の内容	●地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資します。 ●融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがあります。			
	地すべり関連住宅	地すべり等防止法の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。		
	土地災害関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。		
	●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たす必要があります。			
	■移転資金、建設資金又は新築住宅の購入			
	構造等	融資限度額		返済期間
		移転資金、建設資金又は新築購入資金	土地取得金	
	耐火住宅	1,460万円	970万円	35年
	準耐火住宅			
	木造住宅(耐久性)	1,400万円		25年
木造住宅(一般)				
特例加算(一般分)	450万円		併せて利用する移転資金、建設資金又は新築購入資金の各融資の返済期間と同じ返済期間です	
■中古住宅購入の場合				
構 等	融資限度額			
	リ・ユース	リ・ユースプラス		
耐火住宅	1,160万円	1,460万円		
準耐火住宅	1,160万円	1,460万円		
木造住宅(耐久性)	1,160万円	1,460万円		

【宅地等の復旧】

	木造住宅(一般)	950万円	—
	特例加算(一般分)	450万円	450万円
	土地取得費	970万円	970万円
	建て方	種別	返済期間
	一戸建て等	リ・ユース住宅	25年
		リ・ユースプラス住宅	35年
	マンション	リ・ユースマンション	25年
		リ・ユースプラスマンション	35年
※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。			
活用できる方	●関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象です。		
お問 合 せ 先	住宅金融支援機構 0120-086-353、048-615-0420		

(参考)り災証明書

り災証明書は、地方自治法第2条に定める自治事務として、市町村が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる家屋の被害程度について証明するものです。

り災証明書により証明される被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水、全焼、半焼等があり、「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)等に基づき被害程度の認定が行われます。

■被害認定基準

住宅全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊力湛しく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住宅半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住宅の大規模半壊	「住宅半壊」の基準のうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

詳細については、市町村にお問い合わせください。